

大崎地方合併協議会

第9回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会

日時：平成15年12月20日(土)

午前9時30分～

場所：古川合同庁舎 大会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 地域審議会の設置について

- ・地域審議会及び地域自治組織の考え方

- ・今後の進め方

(2) 次回以降の開催日程について

- ・第10回小委員会

日 時：平成16年 1月13日(火) 午後1時30分～

開催場所：松山町青少年交流館 大会議室

- ・第11回小委員会

日 時：平成16年 1月23日(金) 午前9時30分～

開催場所：三本木町役場 ふれあいホール

4. その他

5. 閉会あいさつ

6. 閉 会

地域審議会及び地域自治組織の制度比較（第27次地制調・答申）

地域審議会の主な目的： 合併による行政区域拡大に伴う住民意見の反映低下の防止。 地域の実情に応じた施策展開への意向表明。

地域自治組織の主な目的： 住民自治の強化。 行政と住民との協働の推進。 市町村(基礎自治体)の事務うち、地域共同的な事務等を処理する。

名称 区分	地 域 審 議 会	地 域 自 治 組 織	
		行政区的なタイプ（一般制度）	特別地方公共団体とするタイプ
根拠法令	合併特例法	新しい法律制定の見込み（平成17年4月1日以降適用）	
設置	合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位で設置。	市町村(基礎自治体)内の一定の区域を単位として設置。	合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位で設置。＜合併協議により規約を定め、県知事の関与(設置の認可など)＞
組織の性格	法人格なし：市町村(基礎自治体)の附属機関 ＜地方自治法第138条の4第3項＞	法人格なし：市町村(基礎自治体)の一部	法人格あり：市町村(基礎自治体)の補助機関 地位を兼ねることができる
機 関	地域審議会 ・ 構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項は、合併関係市町村の協議によって決定。 【役割】 ・ 合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること。 ・ 必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること。	地域協議会の設置（構成員は区域内に住所有し、基礎自治体の長が選任。原則、無報酬） 【役割】・ 地域の多様な意見調整、協働活動の要 ・ 地域自治組織の区域に係る基礎自治体の事務に関し、基礎自治体の長、その他の機関、地域自治組織の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について、それらの機関に建議することができる。 長の配置 【役割】・ 地域自治組織を代表し、地域の実情に応じたきめ細かな事業・施策を実施する。 【選任】・ 市町村(基礎自治体)の長が選任 事務所の設置 【役割】・ 支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせる。	
地域協議会 構成員		市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体等地域の多様な団体からの推薦や公募	合併協議会で選出方法を定める（公選法によらない選挙、公募等を想定）
事務の 考え方	具体的な任務は合併関係市町村の協議による。 【想定される項目】 ・ 建設計画の変更、執行状況 ・ 基本構想、各種計画の策定と変更 ・ 公共施設の設置、運営の管理 など	基礎自治体組織の一部として事務を分掌	・ 法令により処理が義務付けられていない基礎自治体の事務のうち、その地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務であって規約で定めるものを自らの事務として処理する。 ・ 法令により基礎自治体が処理することが義務づけられている事務を地域自治組織においても処理することができる。
その他 (財源等)	財源はなし。(地域審議会はいくまで諮問機関であるため、直接事務を執行することはないため。)	財源について所要の措置を講じることの検討	・ 地域自治組織の予算等を決定する。 ・ 地域自治組織の事務局職員は、基礎自治体からの派遣又は兼務を原則とする。(臨時職員の採用可) ・ 基礎自治体からの移転財源。(課税権と地方権の発行権限は有しない)